

掛川市条例第12号

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

掛川市立幼稚園保育料等徴収条例（平成17年掛川市条例第151号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(保育料)</p> <p>第2条 保育料の額は、次の各号に掲げる保育料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 預かり保育料（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下この号において「省令」という。）第38条に規定する教育課程に係る教育時間の開始前及び終了後並びに省令第39条において準用する省令第61条第3号に規定する休業日に掛川市立幼稚園に在園する幼児（以下「園児」という。）を対象として行う教育活動に係る保育料をいう。以下同じ。） <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>ア 年間利用 月額8,000円（8月にあつては、日額1,000円）</u></p> <p><u>イ 一時利用 日額650円</u></p> <p><u>ウ 延長利用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>(ア) 午前7時15分から午前8時30分までの利用 月額4,000円（8月にあつては、日額200円）</u></p> <p><u>(イ) 午後5時から午後6時までの利用 月額2,000円（8月にあつては、日額100円）</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、月の途中における開始又は中止に係る同項第2号ア及びウに掲げる預かり保育料（8月分を除く。以下この項において同じ。）の額は、次の各号に掲げる場合の区</u></p>	<p>(保育料)</p> <p>第2条 保育料の額は、次の各号に掲げる保育料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 預かり保育料（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下この号において「省令」という。）第38条に規定する教育課程に係る教育時間の開始前及び終了後並びに省令第39条において準用する省令第61条第3号に規定する休業日に掛川市立幼稚園に在園する幼児（以下「園児」という。）を対象として行う教育活動に係る保険料をいう。以下同じ。） <u>且</u> <u>額450円</u></p>

分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月の途中における開始の場合 前項第2号ア及びウに掲げる預かり保育料の額（次号において「基準額」という。）に開始日から当該開始日の属する月の月末までにおける開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。次号において同じ。）

(2) 月の途中における中止の場合 基準額に中止日の前日までの開園日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額

(保育料の減免)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者について、保育料を減免することができる。

(1) 病気その他やむを得ない理由により、その月において出席すべき日のすべてを欠席した園児の保護者

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(保育料の減免)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者について、保育料を減免することができる。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市立幼稚園保育料等徴収条例の規定は、令和6年4月以後の月分の保育料について適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

